

各位

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第3補給処調達部長
林 千里

公 示

入札及び契約心得の一部を次のとおり改正し、令和7年4月1日から適用します。

1 本文を次のとおり改めました。

改正前	改正後
第1章 1.1、1.2 （略） 1.3 資料の提出・提示 相手方は、第3補給処に資料を提出又は提示する場合には、<u>虚偽の</u>資料を提出又は提示してはならない。また、書類等に字句を記入して提出、提示する際は、鉛筆や消えるボールペンを使用したものを提出してはならない（特に指定がある場合を除く。）。 第2章～第5章 （略） 第6章 契約の事故 6.1～6.4 （略） 6.5 契約物品の契約不適合 6.5.1 （略） 6.5.2 相手方は、契約条項に定める契約不適合の修補等請求期間内において納入した契約物品について分支担当官から<u>異状通知</u>（<u>契約不適合修補等請求</u>）書（別紙様式第6-8）<u>（以下、「異状通知書」という。）</u>	第1章 1.1、1.2 （略） 1.3 資料の提出・提示 相手方は、第3補給処に資料を提出又は提示する場合には、<u>不真正な</u>資料を提出又は提示してはならない。また、書類等に字句を記入して提出、提示する際は、鉛筆や消えるボールペンを使用したものを提出してはならない（特に指定がある場合を除く。）。 第2章～第5章 （略） 第6章 契約の事故 6.1～6.4 （略） 6.5 契約物品の契約不適合 6.5.1 （略） 6.5.2 相手方は、契約条項に定める契約不適合の修補等請求期間内において納入した契約物品について分支担当官から<u>異状通知書</u>（別紙様式第6-8）の送付を受けた場合には、修補等の条件に従い、速やかに修補等

の送付を受けた場合には、修補等の条件に従い、速やかに修補等を行わなければならない。この場合において、異議がないときは、速やかに契約不適合修補等承諾書（別紙様式第6-9）6部を契約課等へ提出しなければならない。 6.5.3～6.5.11 （略） 6.6～6.7 （略） 第7章 （略） 第8章 雑則 8.1～8.4 （略） 8.5 原価調査、制度調査及び輸入調達調査等 8.5.1 制度調査及び輸入調達調査に係る事項 (1) （略） (2) 資料の提出又は提示について 契約の相手方は、契約担当官等に資料を提出又は提示する場合には、<u>虚偽</u>の資料を提出又は提示してはならない。また、鉛筆や消えるボールペンを使用したものを提出又は提示してはならないものとする（特に指定がある場合を除く。）。 (3) （略） 8.5.2～8.5.5 （略） 8.6～8.10 （略） 第9章、第10章 （略）	を行わなければならない。この場合において、異議がないときは、速やかに契約不適合修補等承諾書（別紙様式第6-9）6部を契約課等へ提出しなければならない。 6.5.3～6.5.11 （略） 6.6～6.7 （略） 第7章 （略） 第8章 雑則 8.1～8.4 （略） 8.5 原価調査、制度調査及び輸入調達調査等 8.5.1 制度調査及び輸入調達調査に係る事項 (1) （略） (2) 資料の提出又は提示について 契約の相手方は、契約担当官等に資料を提出又は提示する場合には、<u>不真正な</u>資料を提出又は提示してはならない。また、鉛筆や消えるボールペンを使用したものを提出又は提示してはならないものとする（特に指定がある場合を除く。）。 (3) （略） 8.5.2～8.5.5 （略） 8.6～8.10 （略） 第9章、第10章 （略）
---	---

- 2 別紙様式目次中「別紙様式第6－8 異状通知（契約不適合修補等請求）書」を「別紙様式第6－8 異状通知書」に改めました。
- 3 別紙様式第6－7を別紙第1のとおり改めました。
- 4 別紙様式第6－8を別紙第2のとおり改めました。
- 5 別紙様式第6－9を別紙第3のとおり改めました。
- 6 別紙様式第6－12を別紙第4のとおり改めました。

7 別冊5－10「輸入品等に関する契約に係る資料の信頼性確保及び輸入調達調査の実施に関する特約条項」を次のとおり改めました。

改正前	改正後
第1条～第4条（略） （<u>虚偽</u>の資料の提出等に対する違約金） 第5条 乙は、次の各号に掲げる場合は、真正な資料を提出し、又は提示して、真実を説明しなければならない。 (1) （略） (2) <u>甲</u>が行う手数料率算定に際して、資料を提出又は提示する場合 (3) 甲が特約条項に基づいて行う代金の精算等に際して、資料を提出又は提示する場合 2 乙は、前項各号の<u>いずれかに一に該当する場合</u>において乙が<u>虚偽の資料を提出し、又は提示したことを</u>、甲がこの契約の履行後に前条に基づく問い合わせにより又は契約代金の最終の支払以降において基本契約条項第〇〇条に規定する調査により確認したときは、甲が乙に支払った金額と乙が契約の履行のために実際に支出し、又は負担した費用に適正な利益を加えた金額との差額の2倍の金額を、違約金として甲に支払うものとする。 3 次の各号に掲げる場合における、前項の規定の適用については、同項中「2倍の金額」とあるのは、当該各号に定める金額とする。 (1) 乙が、<u>防衛省（甲を含む。以下同じ。）</u>が実施を通知した次条に規定する	第1条～第4条（略） （<u>不真正な</u>資料の提出等に対する違約金） 第5条 乙は、次の各号に掲げる場合は、真正な資料を提出し、又は提示して、真実を説明しなければならない。 (1) （略） (2) <u>防衛省（甲を含む。以下同じ。）</u>が行う手数料率算定に際して、資料を提出又は提示する場合 (3) <u>甲が乙による契約の履行を監督し、又は検査するに際して、資料を提出又は提示する場合</u> (4) 甲が特約条項に基づいて行う代金の精算等に際して、資料を提出又は提示する場合 (5) <u>乙が甲に対して当該契約に係る支払金額を請求するに際して、資料を提出又は提示する場合</u> 2 乙は、前項各号の<u>いずれかに該当する場合</u>において乙が<u>不真正な資料を提出し、若しくは提示し、又は不実の説明を行っていたことにより、本契約で防衛省に損害が発生したことを</u>、甲がこの契約の履行後に前条に基づく問い合わせにより又は契約代金の最終の支払以降において基本契約条項第〇〇条に規定する調査により確認したときは、甲が乙に支払った金額と乙が契約の履行のために実際に支出し、又は負担した費用に適正な利益を加えた金額との差額の2倍の金額を、違約金として甲に支払うものとする。 3 次の各号に掲げる場合における、前項の規定の適用については、同項中「2倍の金額」とあるのは、当該各号に定める金額とする。 (1) 乙が、<u>防衛省</u>が実施を通知した次条に規定する輸入調達調査を拒み、又は当該

輸入調達調査を拒み、又は当該輸入調達調査の対象、方法、期間等を制限することを求めた場合であって、当該輸入調達調査の実施を乙が拒んだ日、当該輸入調達調査が終了した日若しくは当該輸入調達調査が中断した日から3年以内又は当該輸入調達調査の期間中に不正行為が発覚したとき 4倍の金額 (2)、(3) (略) 4 前第2項の規定にかかわらず、<u>乙が過失（重過失を除く。）により不実の資料を提出し、又は提示したとき</u>は、違約金の支払いを要さない。 5 (略) 第6条～第9条 (略)	輸入調達調査の対象、方法、期間等を制限することを求めた場合であって、当該輸入調達調査の実施を乙が拒んだ日、当該輸入調達調査が終了した日若しくは当該輸入調達調査が中断した日から3年以内又は当該輸入調達調査の期間中に不正行為が発覚したとき 4倍の金額 (2)、(3) (略) 4 前第2項の規定にかかわらず、<u>第1項各号に掲げる場合において、乙が過失（重過失を除く。）により不真正な資料を提出し、若しくは提示し、又は不実の説明を行ったとき</u>は、違約金の支払いを要さない。 5 (略) 第6条～第9条 (略)
---	---

8 別冊5－17「資料の信頼性確保及び制度調査の実施に関する特約条項」を次のとおり改めました。

改正前	改正後
第1条 (略) (<u>虚偽の</u>資料の提出等に対する違約金) 第2条 乙は、次の各号に掲げる場合は、真正な資料を提出し、又は提示して、真実を説明しなければならない。 (1) (略) (2) <u>甲</u>が行う経費率（加工費率、一般管理費及び販売費率、利子率、利益率その他の原価計算方式により予定価格を算定する上で必要となる率をいう。第8条において同じ。）の算定に際して、資料を提出又は提示する場合 (3) <u>甲が特約条項に基づいて行う原価監査等</u>に際して、資料を提出又は提示する場合	第1条 (略) (<u>不真正な</u>資料の提出等に対する違約金) 第2条 乙は、次の各号に掲げる場合は、真正な資料を提出し、又は提示して、真実を説明しなければならない。 (1) (略) (2) <u>防衛省（甲を含む。以下同じ。）</u>が行う経費率（加工費率、一般管理費及び販売費率、利子率、利益率その他の原価計算方式により予定価格を算定する上で必要となる率をいう。第8条において同じ。）の算定に際して、資料を提出又は提示する場合 (3) <u>甲が乙による契約の履行を監督し、又は検査するに際して、資料を提出又は提示する場合</u> (4) <u>防衛省が行う制度調査、原価監査その他の調査等</u>に際して、資料を提出又は提示する場合 (5) <u>乙が甲に対して当該契約に係る支払金額を請求するに際して、資料を提出又は提示する場合</u>

2 乙は、原価監査付契約（契約の履行中又は履行後に甲が行う原価監査により当該契約に係る支払代金又は乙から返納されるべき超過利益を確定することを約定する契約をいう。次項及び第8条第2項において同じ。）のうち、超過利益返納条項付契約（契約の履行後に甲が行う原価監査により当該契約に関して乙から返納されるべき超過利益を確定することを約定する契約をいう。次項及び第7項において同じ。）について、前項各号のいずれかに掲げる場合において乙が<u>虚偽の資料を提出し、又は提示していたこと</u>を、返納すべき超過利益の確定以降において甲が<u>製造請負一般契約条項第48条、役務請負一般契約条項にあっては第50条</u>に規定する調査により確認したときは、甲が乙に支払った金額（既に返納された超過利益があるときはこれを減じた金額）と乙が契約の履行のために実際に支出し、又は負担した費用に適正な利益を加えた金額との差額の2倍の金額を、違約金として甲に支払うものとする。 3 乙は、超過利益返納条項付契約以外の原価監査付契約について、第1項各号のいずれかに掲げる場合において乙が<u>虚偽の資料を提出し、又は提示していたこと</u>を、契約代金の最終の支払い以降において甲が<u>製造請負一般契約条項第48条、役務請負一般契約条項にあっては第50条</u>に規定する調査により確認したときは、甲が乙に支払った金額と乙が契約の履行のために実際に支出し、又は負担した費用に適正な利益を加えた金額との差額の2倍の金額を、違約金として甲に支払うものとする。 4 乙は、一般確定契約（原価監査を約定しない契約をいう。）について、第1項各号に掲げる場合において乙が<u>虚偽の資料を提出し、又は提示していたこと</u>を、契約代金の最終の支払い以降において甲が<u>製造請負</u>	2 乙は、原価監査付契約（契約の履行中又は履行後に甲が行う原価監査により当該契約に係る支払代金又は乙から返納されるべき超過利益を確定することを約定する契約をいう。次項及び第8条第2項において同じ。）のうち、超過利益返納条項付契約（契約の履行後に甲が行う原価監査により当該契約に関して乙から返納されるべき超過利益を確定することを約定する契約をいう。次項及び第7項において同じ。）について、前項各号のいずれかに掲げる場合において乙が<u>不真正な資料を提出し、若しくは提示し、又は不実の説明を行っていたことにより、本契約で防衛省に損害が発生したこと</u>を、返納すべき超過利益の確定以降において甲が<u>一般契約条項の適用条項（※参照）</u>に規定する調査により確認したときは、甲が乙に支払った金額（既に返納された超過利益があるときはこれを減じた金額）と乙が契約の履行のために実際に支出し、又は負担した費用に適正な利益を加えた金額との差額の2倍の金額を、違約金として甲に支払うものとする。 3 乙は、超過利益返納条項付契約以外の原価監査付契約について、第1項各号のいずれかに掲げる場合において乙が<u>不真正な資料を提出し、若しくは提示し、又は不実の説明を行っていたことにより、本契約で防衛省に損害が発生したこと</u>を、契約代金の最終の支払い以降において甲が<u>一般契約条項の適用条項（※参照）</u>に規定する調査により確認したときは、甲が乙に支払った金額と乙が契約の履行のために実際に支出し、又は負担した費用に適正な利益を加えた金額との差額の2倍の金額を、違約金として甲に支払うものとする。 4 乙は、一般確定契約（原価監査を約定しない契約をいう。）について、第1項各号に掲げる場合において乙が<u>不真正な資料を提出し、若しくは提示し、又は不実の説明を行っていたことにより、本契約で防衛省</u>
--	---

<u>一般契約条項第48条、役務請負一般契約条項にあっては第50条</u>に規定する調査により確認したときは、甲が乙に支払った金額と乙が契約の履行のために実際に支出し、又は負担した費用に契約締結後の乙の努力により低減した費用及び適正な利益を加えた金額との差額のうち当該<u>虚偽の資料の提出又は提示</u>に起因して契約金額が増加したと認められる部分の2倍の金額を、違約金として甲に支払うものとする。 5 次の各号に掲げる場合における前3項の規定の適用については、これらの規定中「2倍の金額」とあるのは、当該各号に定める金額とする。 (1) 乙が、<u>防衛省（甲を含む。以下同じ。）</u>が実施を通知した次条に規定する制度調査を拒み、又は当該制度調査の対象、方法、期間等を制限することを求めた場合であって、当該制度調査の実施を乙が拒んだ日、当該制度調査が終了した日若しくは当該制度調査が中断した日から3年以内又は当該制度調査の期間中に不正行為が発覚したとき 4倍の金額 (2)、(3) (略) 6 第2項から前項までの規定にかかわらず、<u>乙が過失（重過失を除く。）により不実の資料を提出し、又は提示したときは、</u>違約金の支払いを要さない。 7 (略) 第3条～第8条 (略)	<u>に損害が発生したこと</u>を、契約代金の最終の支払い以降において甲が<u>一般契約条項の適用条項（※参照）</u>に規定する調査により確認したときは、甲が乙に支払った金額と乙が契約の履行のために実際に支出し、又は負担した費用に契約締結後の乙の努力により低減した費用及び適正な利益を加えた金額との差額のうち当該<u>不真正な資料の提出若しくは提示又は不実の説明</u>に起因して契約金額が増加したと認められる部分の2倍の金額を、違約金として甲に支払うものとする。 5 次の各号に掲げる場合における前3項の規定の適用については、これらの規定中「2倍の金額」とあるのは、当該各号に定める金額とする。 (1) 乙が、<u>防衛省</u>が実施を通知した次条に規定する制度調査を拒み、又は当該制度調査の対象、方法、期間等を制限することを求めた場合であって、当該制度調査の実施を乙が拒んだ日、当該制度調査が終了した日若しくは当該制度調査が中断した日から3年以内又は当該制度調査の期間中に不正行為が発覚したとき 4倍の金額 (2)、(3) (略) 6 第2項から前項までの規定にかかわらず、<u>第1項各号に掲げる場合において、乙が過失（重過失を除く。）により不真正な資料を提出し、若しくは提示し、又は不実の説明を行ったときは、</u>違約金の支払いを要さない。 7 (略) 第3条～第8条 (略) <u>※適用条項は、次のとおり。</u> ・ <u>売買一般契約条項 第42条</u> ・ <u>製造請負一般契約条項 第48条</u> ・ <u>役務請負一般契約条項 第50条</u>
---	--

収入
印紙

契約不適合に関する合意書

統制番号		納期	令和	年	月	日
品名						
数量		契約	番号	第	号	
金額			年月日	令和	年	月 日

上記契約物品について発生した契約不適合の処理については、甲乙協議を行った結果、別紙のとおり合意に達したので、これを証するため、この書2通を作り、双方記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲
分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第3補給処調達部長

⑨

乙
住 所
会社名
代表者名

⑨

- 1 契約不適合修補等の範囲、方法、期限及び場所
- 2 返還金額
- 3 契約の変更又は解除の範囲
- 4 その他

備考 上記事項のうち、該当する事項のみを記載すること。

3 補契約不適合第 号
令和 年 月 日

住 所
会 社 名
代表者名

殿

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第3補給処調達部長

異 状 通 知 書

統 制 番 号		数 量	
契 約 番 号		単 価	
契約年月日		金 額	
品 名		納 期	

貴社が納入した上記契約物品について、下記のとおり契約不適合があったので、速やかに修補等をされたく契約条項第 条に基づき通知する。本通知について異議のない場合には、速やかに契約不適合修補等承諾書を契約課等に提出されたい。異議のある場合には、本通知の日又は契約不適合物品を受領した日から30日以内に書面で申し出られたい。

なお、本通知記載の修補等が完了した場合には、契約不適合修補等確認証を心得6.5.8に基づいた手続きの後、契約課等に提出されたい。

記

- 1 契約不適合発生の部隊等名
- 2 契約不適合発生物品納入年月日
- 3 契約不適合発生物品の品名及び数量
- 4 契約不適合の内容

修補希望条件：（選択）※

修補完了後の納入先：

写送付先：

注：本通知書が送付された場合には、直ちに契約不適合発生の部隊等と契約不適合物品の受領等について調整を行われたい。

（記載要領）

（選択）※：「該当品返送修補」、「出張修補」、「良品交換」、「不足数量の追加」、「その他」のいずれかを記入する。

分任支出負担行為担当官
航空自衛隊第3補給処調達部長

殿

住 所

会 社 名

代表者名

担当者名

連 絡 先

契 約 不 適 合 修 補 等 承 諾 書

〇〇〇〇第 号（令和 年 月 日）により異状通知を受けた契約不適合については、下記のとおり修補を行うことを承諾します。

記

- 1 修補等の契約番号、契約年月日、品名及び数量
- 2 修補等完了予定月日
- 3 修補等の方法（修補希望条件と異なる修補等を希望する場合のみ記入すること。）
- 4 原因
- 5 その他必要な事項

備考：当該承諾書に一部変更が生じた場合には、件名に「(一部変更)」を記載し、本文に新旧を記載すること。